

第Ⅱ章 物的方針

Chapter Ⅱ

1. 禁止広告物

(1) 基本的な考え方

禁止広告物とは、いかなる場所においても、いかなる場合にも表示又は掲出してはならない広告物のことであり、その対象等については屋外広告物法の第1条（目的）の規定に基づき、以下の基本的な考え方により定めることとします。

[禁止広告物の基本的な考え方]

対象とするもの	<p>■ 公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるもの（安全上の観点）</p> <p>維持・管理の不備等により広告物の安全性が保持されていないものや、屋外広告物を表示又は掲出することで、交通安全施設の機能妨害や見通し不良等が生じ、公衆に対して危害を与えることが予想されるものを対象とします。</p>
	<p>■ 良好な景観又は風致の維持が阻害されるもの（景観上の観点）</p> <p>維持・管理の不備等により広告物が著しく劣化していることが明らかなものや、周囲の景観と著しい不調和をきたす色彩のものなど、良好な景観・風致を形成する上で、支障をきたしている状態のものを対象とします。</p>
共通事項	<p>■ 適切な維持・管理が行われることを原則とする</p> <p>屋外広告物は、その名のとおり、屋外にて表示又は掲出されるものであり、風雨にさらされるなどの厳しい環境の中で経年的に劣化するため、維持・管理により良好な状態を保持しなければなりません。したがって、屋外広告物を表示又は掲出する者又は管理する者は、適切な管理を行わなければなりません。</p>
	<p>■ 根本をなす基本的な共通規制とする</p> <p>禁止広告物は、屋外広告物規制の目的である「良好な景観・風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を堅持するための基本的な規制です。したがって、禁止広告物は、物的規制や地域規制に関わりなく、全ての屋外広告物を対象とします。</p>

参考：禁止広告物に該当する屋外広告物の事例



(2) 指定する禁止広告物

基本的な考え方に基づき、指定する禁止広告物は以下のとおりとします。以下の広告物はいかなる場合も掲出することができません。掲出されている場合には、掲出者や管理者はこれらの広告物又は掲出物件を直ちに撤去しなければなりません。

[禁止広告物]

<p>① 著しく汚染し、退色し、又は塗料がはがれたもの</p>
<p>維持・管理の不備等により、著しく汚染・退色・塗装がはく離した屋外広告物は、良好な景観・風致を維持する上での阻害要因となり、周囲の景観に対しても悪影響を及ぼすため、禁止広告物とします。</p>
<p>② 著しく破損し、又は老朽化したもの</p>
<p>維持・管理の不備等により、著しく破損し、又は老朽化したものは、公衆に対して危害を及ぼすだけでなく、良好な景観・風致を維持する上で阻害要因になるため、禁止広告物とします。</p>
<p>③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの</p>
<p>維持・管理の不備等により、倒壊又は落下のおそれがあるものは、公衆に対して危害を及ぼすため、禁止広告物とします。</p>
<p>④ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの</p>
<p>表示又は掲出する屋外広告物の形態や意匠が、信号機や道路標識等の交通安全施設に類似することによって、誤認を招いたり、瞬時の識別や判断を鈍らせたりするおそれがあるものについては、安全上の観点から禁止広告物とします。</p>
<p>⑤ 交通の安全を阻害するおそれがあるもの</p>
<p>表示又は掲出する屋外広告物によって、視認性の低下や見通し不良等を生じるおそれがあるものについては、安全上の観点から禁止広告物とします。</p>

2. 禁止物件

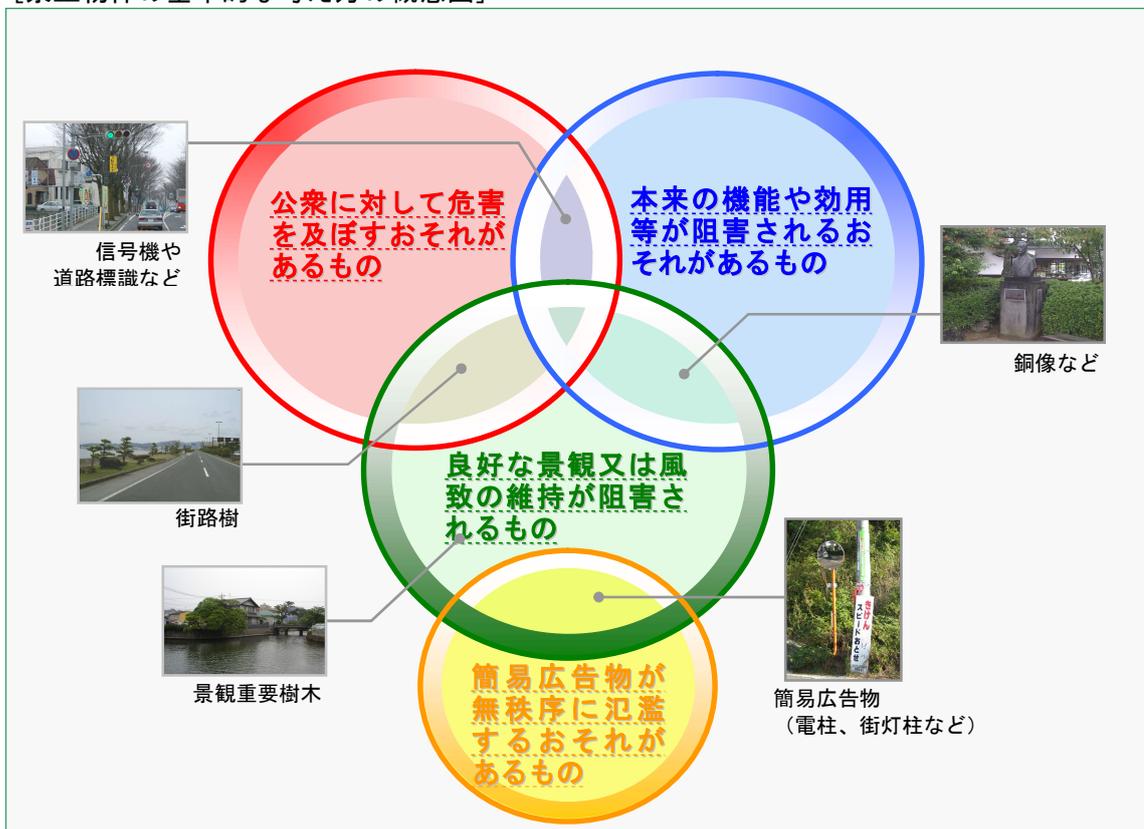
(1) 基本的な考え方

禁止物件とは、原則として広告物を表示又は掲出してはならない物件（対象物）のことであり、その対象等については、屋外広告物法の第1条（目的）、及び第3条第2項・第3項（広告物の表示等の禁止）の規定に基づき、以下の基本的な考え方により定めることとします。

[禁止物件の基本的な考え方]

す 対 る も の と	■ 良好な景観又は風致の維持が阻害されるもの
	■ 本来の機能や効用等が阻害されるおそれがあるもの
	■ 公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるもの
	■ 簡易広告物が無秩序に氾濫するおそれのあるもの
共 通 事 項	■ 指定地域に関わりなく、全ての地域において適用する
	禁止物件の規定は、良好な景観又は風致の維持と、公衆に対する危害の防止を目的とする屋外広告物規制の遵守すべき原則であるため、禁止地域や許可地域などの指定に関わりなく、全ての地域において適用します。
	■ 適用除外規定を定める
	屋外広告物規制に当たっては、屋外広告物法第29条（適用上の注意）に則し、国民の政治活動の自由やその他国民の基本的な人権を不当に侵害しないことに留意して、適用除外規定（公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙ポスターや国又は地方公共団体が公共目的を持って表示する広告物など）を定めます。

[禁止物件の基本的な考え方の概念図]



参考：屋外広告物法抜粋

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(広告物の表示等の禁止)

第3条

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

1. 橋りょう
2. 街路樹及び路傍樹
3. 銅像及び記念碑
4. 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
5. 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

※) 上記の屋外広告物法第3条での定めは都道府県によることとなっていますが、屋外広告物法第28条（景観行政団体である市町村の特例）の規定に基づき、景観行政団体である松江市が処理します。

(2) 指定する禁止物件

基本的な考え方に基づき、指定する禁止物件は以下のとおりとします。

[禁止物件]

① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯

橋りょう、トンネル、高架構造物に広告物を掲出すると、人や車両の通行の妨げとなるだけでなく、それら構造物の本来の機能が十分に果たせなくなるおそれがあります。このため、交通安全上及び管理上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。

② 街路樹、路傍樹及びその支柱等

街路樹の緑は都市的景観に潤いと安らぎを与えるとともに、道路景観を構成する重要な要素となっています。また、広告物を掲出することにより木を傷めることにもなるため、景観上及び管理上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。

③ 信号機、道路標識、ガードレール、里程標、その他これらに類するもので道路管理上必要な施設又は工作物

交通の安全と円滑化を図るために整備される信号機や道路標識などの交通安全施設、道路管理上必要な施設又は工作物への屋外広告物の表示又は掲出は、見通し不良や本来の機能の低下又は阻害を招くおそれがあるため、禁止すべき物件とします。

④ 消火栓、消火栓標識、火災報知器及び火の見やぐら

消火栓、火災報知器及び火の見やぐらは、火災から市民の安全を守るための重要な設備・施設であるため、本来の機能の低下又は阻害を防止するため、屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。

⑤ 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、変圧器及び配電器
郵便ポスト、電話ボックスなどは、屋外広告物の表示又は掲出によって本来の機能が低下又は阻害されるおそれがあるため、禁止すべき物件とします。
⑥ 銅像、神仏像及び記念碑の類
銅像や記念碑の類はまちの歴史・文化を刻む象徴であり、また神仏像は信仰の対象となるものなので、本来の目的を損なうことのないよう、屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。
⑦ 道路又は河川に隣接し、これらから眺望できる石垣及び擁壁
石垣や擁壁への掲出は、それら本来の機能を低下させ、重大な事故に繋がる可能性があるため、安全上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。
⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
機能上高さが必要とされる送電塔や送受信塔及び照明塔は、周囲の景観に影響を与える構造物であるため、景観上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。
⑨ ガスホルダー、配水池その他これらに類するもので高さ又は幅が5メートルを超えるもの
ガスホルダー、配水池その他これに類するものは、周囲の景観に与える影響が大きいものであるため、景観上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。
⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
景観法に基づき指定された景観重要建造物又は景観重要樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る必要があるため、景観上の観点から屋外広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。
⑪ 電柱、街灯柱の類（簡易広告物の掲出禁止）
電柱や街灯柱は、貼り紙、貼り札、立看板、旗及びのぼりの簡易広告物が無秩序に表示又は掲出のおそれがあるため、景観上の観点から簡易広告物の表示又は掲出を禁止すべき物件とします。

(3) 適用除外とする広告物又は掲出物件

禁止物件の適用除外となる広告物又は掲出物件は、屋外広告物法第 29 条（適用上の注意）の規定に基づき、公共公益性や行政効率の観点から以下のとおりとします。

[適用除外の対象]

① 法令の規定により表示する広告物又は掲出物件
表示についての根拠（表示の義務付けなど）が法令（例えば、文化財保護法、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）など）により規定されているもの
② 公職選挙法の規定による選挙運動のために表示する広告物又は掲出物件
公職選挙法の規定による選挙運動のための貼り紙や立看板など
③ ベンチ、カーブミラーその他の施設又は物件に、寄贈者名等を表示するもの
ベンチ、カーブミラーその他の物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又はメッセージを表示するもの
④ 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的又は仮設的に設置するもの
冠婚葬祭、祭礼等のために一時的又は仮設的に設置する広告物又は掲出物件。
⑤ 交通規制の予告のために設置するもの
交通規制の予告看板で基準に適合するもの
⑥ 国又は地方公共団体等が公共的目的をもって表示する広告物又は掲出物件
国又は地方公共団体等によって掲出され、公共的目的をもつもの
⑦ 営利を目的としない広告物又は掲出物件
営利を目的としない地域の安全や活性を図るための広告物で、基準に適合するもの
⑧ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等で、地域別方針により別途定められる基準に適合するもの

※) 掲出にあたっては、別途、管理者の許可が必要です。